

宗教上の理由で輸血を拒否される方に対する当院の診療指針

京都山城総合医療センターでは、患者様が宗教上の理由などによる輸血拒否に対し、「相対的無輸血」(※1)の方針に基づき以下のように対応します。

1. 当院は、救命のため輸血治療を行うことを信条とします。
2. 当院では患者様が宗教上の理由により輸血を拒否する信条をお持ちであっても原則として輸血治療を行います。
3. 「エホバの証人」の方が提示する「免責証書」等、絶対的無輸血治療(※2)に同意する文書には署名いたしません。
4. 患者様の宗教上の理由により輸血を拒否する信条を尊重し、すべての診療を一律に断りませんが、患者様および信条を同じくする家族に当院の輸血治療の原則を承諾いただけない場合は、当院での治療は出来ません。転院を希望される場合は、診療情報などの提供を行います。
5. 緊急時は、1の信条にもとづき、患者、家族の輸血拒否の信条の有無に関わらず輸血治療を行います。

※1【相対的無輸血】患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、生命維持のために輸血が必要であると医師が判断した場合には輸血をするという立場・考え方

※2【絶対的無輸血】患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方